

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（表示付認証機器の使用の届出）	（表示付認証機器の使用の届出）
第五条 法第三条の三第一項又は第二項の規定による表示付認証機器の使用又は使用に係る変更の届出は、別記様式第四の届書により、しなければならない。	第五条 法第三条の三第一項の規定による表示付認証機器の使用の届出は、別記様式第四の届書により、しなければならない。	第五条 法第三条の三第二項の規定による変更の届出は、別記様式第五の届書により、しなければならない。
（削除）	（販売及び賃貸の業の届出）	（販売及び賃貸の業の届出）
第六条 法第四条第一項の規定による販売又は賃貸の業の届出は、別記様式第五の届書により、しなければならない。	第六条 法第四条第一項の規定による販売又は賃貸の業の届出は、別記様式第六の届書により、しなければならない。	第六条 法第四条第一項の規定による販売又は賃貸の業の届出は、別記様式第六の届書により、しなければならない。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(販売及び賃貸の業の届出に係る変更の届出)	(販売及び賃貸の業の届出に係る変更の届出)	(販売及び賃貸の業の届出に係る変更の届出)
第六条の二 法第四条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第六の届書により、しなければならない。	第六条の二 法第四条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第七の届書により、しなければならない。	第六条の二 法第四条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第七の届書により、しなければならない。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(廃棄の業の許可の申請)	(廃棄の業の許可の申請)	(廃棄の業の許可の申請)
第七条 法第四条の二第二項の廃棄の業の許可の申請書は、別記様式第七によるものとする。	第七条 法第四条の二第二項の廃棄の業の許可の申請書は、別記様式第八によるものとする。	第七条 法第四条の二第二項の廃棄の業の許可の申請書は、別記様式第八によるものとする。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(許可使用に係る変更の許可の申請)	(許可使用に係る変更の許可の申請)	(許可使用に係る変更の許可の申請)
第九条 令第八条の許可使用に係る変更の許可の申請書は、別記様式第八によるものとする。	第九条 令第八条の許可使用に係る変更の許可の申請書は、別記様式第九によるものとする。	第九条 令第八条の許可使用に係る変更の許可の申請書は、別記様式第九によるものとする。
2 (略)		

(廃棄の業に係る変更の許可の申請)

第九条の三 第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第九」と、同条第二項第一号中「変更の予定期」とあるのは「変更の予定期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第十号まで」とあるのは「第六号まで並びに第七号及び第八号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(届書の提出部数等)

第十二条

1～4 (略)

5 前各項の届書（第五条第一項及び第二項の届書を除く。）の提出は、当該届出に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等又は使用の場所の所在地、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前各号の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(事業所等における運搬の基準)

第十八条

1～4 (略)

5 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十八条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定に

(廃棄の業に係る変更の許可の申請)

第九条の三 第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「変更の予定期」とあるのは「変更の予定期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第十号まで」とあるのは「第六号まで並びに第七号及び第八号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(届書の提出部数等)

第十二条

1～4 (略)

5 前各項の届書（第五条第一項及び第二項の届書を除く。）の提出は、当該届出に係る事業所等又は使用の場所の所在地が茨城県にある場合は、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前各項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(事業所等における運搬の基準)

第十八条

1～4 (略)

5 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十八条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定に

かかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。

(測定)

第二十条

1～3 (略)

4 法第二十条第三項の文部科学省令で定める措置は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第二号から第五号の二までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

八 (略)

(放射線障害予防規程)

第二十一条

1～3 (略)

4 前二項の届書の提出は、当該届出に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等の所在地、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所（以下「所在地等」という。）が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前二項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出二項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(健康診断)

第二十二条 (略)

2 法第二十三条第二項の文部科学省令で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。

(測定)

第二十条

1～3 (略)

4 法第二十条第三項の文部科学省令で定める措置は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 第二号から第五号の二までの記録を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなりた場合又は当該記録を五年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

八 (略)

(放射線障害予防規程)

第二十一条

1～3 (略)

4 前二項の届書の提出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前二項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(健康診断)

第二十二条 (略)

2 法第二十三条第二項の文部科学省令で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一〇二 (略)

三 第一号の記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを文部科学大臣が指定する機関は当該記録を五年以上保存した場合において、これを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

四 (略)

(記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

イ (略)

口 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハリ (略)

ヌ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ルレ (略)

二 届出販売業者及び届出貸業者については、次によるものとする。

イ 讓受け（回収及び賃借を含む。以下この号において同じ。）又は販売その他譲渡し（返還を含む。以下この号において同じ。）若し

くは賃貸に係る放射性同位元素の種類及び数量

口 放射性同位元素の譲受け又は販売その他譲渡し若しくは賃貸の年月日及びその相手方の氏名又は名称

一〇二 (略)

三 第一号の記録を保存すること。ただし、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

四 (略)

(記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

イ (略)

口 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日

ハリ (略)

ヌ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

ルレ (略)

二 届出販売業者及び届出貸業者については、次によるものとする。

イ 仕入れ若しくは販売又は取得若しくは賃貸に係る放射性同位元素の種類及び数量

口 放射性同位元素の仕入れ若しくは販売又は取得若しくは賃貸の年月日及び仕入先若しくは販売先又は取得先若しくは賃貸先

ハ 放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の

氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

二 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量

ホ 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称

ヘ 廃棄を委託した放射性同位元素等の種類及び数量

ト 放射性同位元素等の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称

三 許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）については、次によるものとする。

イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ ホ （略）

ヘ 廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方

法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ト （略）

四 （略）

2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者

、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、一年ごと又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡若しくは解散の日（第二十六条において「廃止日等」という。）に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3 （略）

（合併等に係る申請書の提出部数等）

ハ 放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送

人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

二 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量、保管を委託した

者の氏名又は名称並びに保管の期間及び場所

ホ 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称

ヘ 廃棄を委託した放射性同位元素等の種類及び数量

ト 放射性同位元素等の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称

三 許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）については、次によるものとする。

イ 受入れに係る放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及び受入先又は払

出先

ハ ホ （略）

ヘ 廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運

搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名

称並びに運搬に従事する者の氏名

ト （略）

四 （略）

2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者

、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、一年ごとに前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3 （略）

（合併等に係る申請書の提出部数等）

第二十四条の七 第二十四条の三第一項及び前条第一項の申請書並びに  
第二十四条の四の届書（別記様式第二十九の届書を除く。）及び第二十  
四条の五の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とする。  
ただし、副本については、第二十四条の三第二項又は前条第二項に規定  
する書類を添えることを要しない。

## 2 第二十四条の四の届書（別記様式第二十九の届書に限る。）の提出部

数は、一通とする。

3 第一項の申請書又は届書の提出は、当該申請又は届出に係る所在地等  
が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければな  
らない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情  
報処理組織を使用して第一項の申請又は届出をする場合には、水戸原子  
力事務所長を経由しないで申請し、又は届け出るものとする。  
(使用の廃止等の届出)

## 第二十五条

1～6 (略)

7 第一項及び第二項の届書の提出は、当該届出に係る所在地等が茨城県  
にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。  
ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組  
織を使用して第一項及び第二項の届出をする場合には、水戸原子力事務  
所長を経由しないで届け出るものとする。  
(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

## 第二十六条 法第二十八条第一項の規定により同項に規定する者が講じ なければならない措置（以下この条において「廃止措置」という。）は

、次の各号に定めるところによる。ただし、販売又は賃貸の業に係る法  
第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者（以下この  
条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という  
。）については第六号及び第九号の規定を、表示付認証機器に係る法第  
二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者（以下この条

第二十四条の七 第二十四条の三第一項及び前条第一項の申請書並びに  
第二十四条の四の届書（別記様式第二十六の届書を除く。）及び第二十  
四条の五の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とする。  
ただし、副本については、第二十四条の三第二項又は前条第二項に規定  
する書類を添えることを要しない。

## 2 第二十四条の四の届書（別記様式第二十六の届書に限る。）の提出部

数は、一通とする。

3 第一項の申請書又は届書の提出は、当該申請又は届出に係る事業所等  
の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしな  
ければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定によ  
り電子情報処理組織を使用して第一項の申請又は届出をする場合には、  
水戸原子力事務所長を経由しないで申請し、又は届け出るものとする。  
(使用の廃止等の届出)

## 第二十五条

1～6 (略)

7 第一項及び第二項の届書の提出は、当該届出に係る事業所等の所在地  
が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければな  
らない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情  
報処理組織を使用して第一項及び第二項の届出をする場合には、水戸原  
子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。  
(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

## 第二十六条 法第二十八条第一項の規定により同項に規定する者が講じ なければならない措置（以下この条において「廃止措置」という。）は

なればならない措置は、次の各号に定めるところによる。

なればならない措置は、次の各号に定めるところによる。

において「表示付認証機器廃止等使用者」という。)については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一〇二 (略)

三 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合(当該廃止措置に係るすべての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。)は、この限りでない。

四 廃棄物埋設地の管理の終了に係る措置にあつては、前号の規定にかかるわらず、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするためには必要な措置を講ずること。

五 放射性同位元素によつて汚染された物を許可使用者(第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受けるものに限る。)若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

六 第二十条第一項から第三項までの規定(同条第一項第四号イからハまでの規定を除く。)による測定を行い、これらの測定の結果について記録すること。この場合において、同条第一項の測定(同項第四号ニの測定を除く。)については、第三号に規定する汚染の除去の前及び後に行うこと。

七 帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ 第一号の規定により譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ 第一号の規定により廃棄した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ハ 第二号の規定により返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ニ 第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量

ホ 第五号の規定により譲り渡した放射性同位元素によつて汚染され

一〇二 (略)

三 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃棄物埋設地の管理の終了に係る措置にあつては、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするためには必要な措置を講ずること。

四 放射性同位元素によつて汚染された物を許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

た物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

へ 第五号の規定により廃棄した放射性同位元素によつて汚染された

物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

八 次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせる

こと。

イ 廃止日等における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者（放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあつては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所において使用していた場合にあつては薬剤師を含む。）

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

九 第二十条第四項第七号本文及び第二十二条第二項第三号本文の記録を文部科学大臣が指定する機関に引き渡すこと。ただし、法第二十七条第一項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する場合は、この限りでない。

十 前号本文の文部科学大臣が指定する機関に關し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

2 廃止措置は、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日以内にしなければならない。

3 法第二十八条第二項の報告に係る書面は、次の各号に掲げる書類の写しを添えた別記様式第三十五によるものとする。ただし、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを、表示付認証機器廃止等使用者については第一号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。

一 第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面

二 第一項第三号の措置を講じたことを証明する書面

五 第二十条第四項第二号から第五号の二まで及び第二十二条第二項第一号の記録を文部科学大臣が指定する機関に引き渡すこと。

六 前号の文部科学大臣が指定する機関に關し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

2 前項に規定する措置は、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日以内にしなければならない。

3 法第二十八条第二項の報告に係る書面は、別記様式第三十五によるものとする。

三 第一項第五号の措置を講じたことを証明する書面

四 第一項第七号の帳簿

五 廃止日等が属する年度の法第二十五条第四項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管（保管廃棄を含む。）及び賃貸に係るもの

4 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた法第十六条第一項に規定する許可取消等使用者であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素のすべてを廃止日等において所有又は所持していた者は、これを添えないことができる。

5 第三項の報告（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）に係る書面の提出は、当該報告に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第三項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

（危険時の措置）

第二十九条

1～3 （略）

4 前項の届出（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るもの）は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

（放射線取扱主任者の選任等の届出）

第三十一条 （略）

2 前項の届書の提出は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合に

三 第一項第五号の措置を講じたことを証明する書面

四 第一項第七号の帳簿

五 廃止日等が属する年度の法第二十五条第四項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管（保管廃棄を含む。）及び賃貸に係るもの

4 前項の報告に係る書面の提出は、当該報告に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

（危険時の措置）

第二十九条

1～3 （略）

4 前項の届出（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るもの）は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るもの）をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

（放射線取扱主任者の選任等の届出）

第三十一条 （略）

2 前項の届書の提出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にあ

は、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(放射線取扱主任者の代理者の選任等)

### 第三十三条

1～2 (略)

3 前項の届書の提出は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

4 (略)

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第四十五による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（次条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写し又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第四十六による放射線取扱主任者免状訂正申

る場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(放射線取扱主任者の代理者の選任等)

### 第三十三条

1～2 (略)

3 前項の届書の提出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

4 (略)

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第四十五による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（第三十七条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第四十六による放射線取扱主任者免状訂正申

請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写し又は外国人登録法の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

(報告の徴収)

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

一〇七 (略)

八 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

九 (略)

3 2 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、別記様式第五十による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの（以下この条において「特定放射性同位元素」という。）について、当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第五十一により、廃棄を行つたときは別記様式第五十二により、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行つた日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は表示

請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(報告の徴収)

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

一〇七 (略)

八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

九 (略)

3 2 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、事業所等ごとに別記様式第五十による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの（以下この条において「特定放射性同位元素」という。）について、当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第五十一により、廃棄を行つたときは別記様式第五十二により、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行つた日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は表示

付認証機器届出使用者と届出販売業者又は届出賃貸業者との間における次の各号に定める行為（製造、輸入及び輸出を除く。）であつて、当該行為に係る許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者の工場又は事業所と届出販売業者又は届出賃貸業者の販売所又は賃貸事業所が同一であるときは、その報告を省略することができる。

- 一 許可届出使用者 製造、輸入、受入れ又は払出し
- 二 表示付認証機器届出使用者 受入れ又は払出し
- 三 届出販売業者又は届出賃貸業者 輸入、譲受け（回収、賃借及び保管の委託の終了を含む。）、輸出又は譲渡し（返還、賃貸及び保管の委託を含む。）

5 許可届出使用者は、前項の規定により報告を行つた特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなつたときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を別記様式第五十二により変更の日から十五日内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行つたときは、前項の報告を併せて行うことができる。

6 許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者は、毎年三月三十日に所持している特定放射性同位元素について、別記様式第五十三により、同日の翌日から起算して三月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

7 |  
  (略)

8 第二項及び第三項の報告に係る書面の提出は、当該報告に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第二項及び第三項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十四及び別記様式第五十五によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五十六のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

2  
（略）

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十一及び別記様式第五十二によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五十三のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

2  
（略）

○登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行	（公示） 第十五条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。
（略） 二 法第四十一条の四による届出（代表者の氏名の変更に係る）	（略） 一 （略）	（公示） 第二十九条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。
（略） 二 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係る）	（略） 一 （略）	（公示） 第二十九条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。
（略） 二 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出	（略） 一 （略）	（公示） 第二十九条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

二 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第	一 (略)	(公示) 第五十七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	三ゝ六 (略)	一 (略)	(公示) 第四十三条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	。ものを除く。)があつたとき
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

二 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第	一 (略)	(公示) 第五十七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	三ゝ六 (略)	一 (略)	(公示) 第四十三条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	。ものを除く。)があつたとき
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

四十一條の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）があつたとき。

一 （略）	（公示） 第八十四条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	三～六 （略）	（公示） 第七十一条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。
（略）	（略）	（略）	（略）

四十一條の四の規定による届出があつたとき。

一 （略）	（公示） 第八十四条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	三～六 （略）	（公示） 第七十一条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。
（略）	（略）	（略）	（略）

二 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第  
四十二条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係  
るものを除く。）があつたとき。

（略）

（公示）

第九十六条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ  
同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 （略）

二 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第  
四十二条の四の規定による届

出（代表者の氏名の変更に係  
るもの）があつたとき。

三～六 （略）

（略）

（公示）

第一百七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ  
表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

二 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第  
四十二条の四の規定による届出があつたとき。

（略）

（公示）

第九十六条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ  
同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 （略）

二 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第  
四十二条の四の規定による届

出があつたとき。

三～六 （略）

（略）

（公示）

第一百七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ  
表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

		一 (略)
三〇六 (略)	二 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第 四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係 るものを除く。)があつたとき。	(略)

		一 (略)
三〇六 (略)	二 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第 四十一条の四の規定による届出があつたとき。	(略)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (第一号及び附則第二項において「規則」という。) 第二十条第四項第七号ただし書、第二十二条第二項第三号ただし書及び第二十六条第一項第九号本文の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>（業務）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (第一号及び附則第二項において「規則」という。) 第二十条第四項第七号ただし書、第二十二条第二項第三号ただし書及び第二十六条第一項第五号の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分）</p> <p>第二十三条 規則別記様式第一の注6、様式第二の注5、様式第五の注6 、様式第十二の注5、様式第十八の注11、様式第十九の注4及び放射性 同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の 外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様 式第一の注6に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第二 の第一欄に掲げる化学形等とする。</p>	<p>（様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分）</p> <p>第二十三条 規則別記様式第一の注5、様式第二の注4、様式第六の注5 、様式第十二の注4、様式第十八の注10、様式第十九の注4及び放射性 同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の 外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様 式第一の注6に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第二 の第一欄に掲げる化学形等とする。</p>